

国立病院機構の救命救急センターにおける現状

定 光 大 海[†]

IRYO Vol. 66 No. 6 (250-255) 2012

要 旨

国立病院機構に所属する救命救急センターを対象として児童虐待に関する現状を調査した。本調査の目的は救命救急センターでの児童虐待症例受け入れの現状と病院内での対応手順や組織的対応、さらに臓器提供に関連する児童虐待対応マニュアルの策定に関する実態調査を行うことにある。アンケートは18施設中14施設から回答を得た（回収率78%）。アンケートの結果からは、児童虐待の相談件数が激増している現状でも、救命救急センターまで搬送される例は少なく、法的脳死判定に関連した例は（途中で中止に至った）1例のみであった。一方で約8割の施設が児童虐待への対応手順をもち、約6割の施設に対応組織が整備されていた。臓器提供に関連する児童虐待対応マニュアルも約4割の施設で有していた。救命救急センターで対応していた18歳未満の傷病者数自体が少ないため、児童虐待への対応を余儀なくされる事例も少ないと思われるが、実際の虐待例は院外心停止、熱傷、頭部外傷など救命救急センター搬送の適応となる外因性の重篤な病態を有していた。受傷機転や身体所見等から疑いをもたなければ虐待を見落とす可能性もあり、臓器提供施設でもある救命救急センターでは18歳未満のすべての傷病者に対して虐待の有無を検討しなければ本当の実態はつかめないことが示唆された。また、社会的な課題となっている小児救急に救命救急センターがかかわっていく機会は今後も増えることが予想され、児童虐待や臓器提供等の対応に混乱を生じないためにも機能的な支援チームや虐待アセスメントシートの記載を含めた対応フローチャートの策定など事前に必要な対応策を講じておくことが必要と思われた。

キーワード 児童虐待、臓器提供、救命救急センター

はじめに

児童虐待の相談件数が激増している¹⁾。虐待には身体的虐待のほかにもネグレクトや性的虐待、心理的虐待があり、報道でもたびたび取り上げられている。救命救急センターなど重症救急患者診療を任務

とする救急医療機関はこれらの実態を知る立場にはないが、生命の危機的状態をもたらす身体的虐待を受けた児童は救急医療機関が受け入れることになり、そこに接点がある。救命救急センターとして認定された施設は臓器提供施設の要件の一つでもある。平成21年7月に臓器移植法の改正がなされ、18歳未満

国立病院機構大阪医療センター 救命救急センター [†]医師

別刷請求先：定光大海 国立病院機構大阪医療センター 救命救急センター 〒540-0006 大阪市中央区法円坂2-1-14

（平成23年10月7日受付、平成24年5月11日受理）

A Survey on Child Abuse in Critical Care Centers of NHO Hospitals

Daikai Sadamitsu, NHO Osaka National Hospital, Trauma&Critical Care Medical Center

Key Words: child abuse, organ donor, Critical Care Centers

表1 「救命救急センターにおける児童虐待例の実態と現状の対応」-アンケート調査-

以下の質問にお答え下さい。回答は別紙にてお願い致します。

1. 児童虐待例についてお聞きします。
貴救命救急センター入院患者のうち18歳未満の小児は何例（全体の何％）ですか。
貴救命救急センターの昨年度1年間の入院患者で児童虐待またはネグレクトを疑われた例は何例ですか。
そのうち児童虐待として通報した例は何例ですか。
児童虐待と判断し、通報した例の傷病名をお書きください。
児童虐待の症例は増加していますか。（はい いいえ どちらともいえない）
虐待を疑わせる所見としてどのようなものがありましたか。具体的にお書き下さい。
（例：理解しにくい受傷機転、身体所見、画像所見、気になる親の態度や本人の様子など）
2. 入院患者で児童虐待が疑われたときの対応についてお聞きします。
 - 1) 病院共通の対応手順がありますか。
 - 2) 院内に児童虐待に対応する組織がありますか。（例：児童虐待防止委員会）
 - 3) 2) であると答えた方にお聞きします。
組織を構成するメンバーの職種を丸で囲んで下さい。複数選択
担当診療科医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、
事務官、精神科医師、小児科医師、
その他（具体的にご記載下さい）
 - 4) 院内共通の児童虐待アセスメントシートがありますか。
 - 5) 虐待の疑いを児童相談所に連絡することを親に説明する役割は誰が担いますか。
担当医師、救命救急センター長、看護師長、対応組織（児童虐待防止委員会等）
の担当者、その他（
児童相談所への連絡は誰が担うか取り決めがありますか。また、あるとお答えになった施設では誰
が連絡しますか。
3. 児童虐待関連の対応
 - 1) 児童虐待関連の研修会が定期的に院内・外で開催されていますか。
 - 2) 18歳未満の臓器提供を前提とした法的脳死判定に関連した例がありますか。
 - 3) 2) であると答えた方にお聞きします。
 - ①児童虐待対応組織（児童虐待防止委員会等）はどの時点で対応しましたか。
 - ②虐待がある/ないとする判断は誰が行いましたか。
 - ③虐待がある/ないとする判断にどのくらいの時間がかかりましたか。
 - 2) でないと答えた方にお聞きします。
 - ①被虐待児を除外するマニュアルはありますか。
 - ②シミュレーション訓練の経験はありますか。

の児童からの臓器移植が可能になったが、脳死下臓器提供の前提として、虐待のないことを示さなければならぬ²⁾。結果として生命の危機的な状況に陥った18歳未満の症例を受け入れるにあたって虐待の有無をチェックできる体制が求められることになる。このような背景を前提に、今回、国立病院機構に所属する救命救急センターを対象として児童虐待に関する現状を調査した。

連する児童虐待対応マニュアルの有無について現状を把握することにある。方法としては、全国18施設の救命救急センター長宛に、施設名無記入の調査用紙（表1）を平成23年6月末に送付し、約1カ月間で回収した。調査期間が限られていたため、短期間で得やすい調査内容とした。

調査結果

18施設中14施設から回答を得た（回収率78％）。

本調査の目的と方法

本調査の目的は、

- 1) 1年間に救命救急センターで受け入れた児童虐待もしくは疑い例の症例数と傷病名
- 2) 児童虐待が疑われたときの院内対応手順の有無と対応組織
- 3) 児童虐待関連研修会の実施状況と臓器提供に関

1. 救命救急センターにおける児童虐待例受け入れの実態

各救命救急センターの18歳未満の入院患者数と救命救急センターに占める割合は、記載があった12施設で、それぞれ5-79（中央値33）例、0.29-7.7（中央値2.3）％であった（図1）。また、昨年度1年間

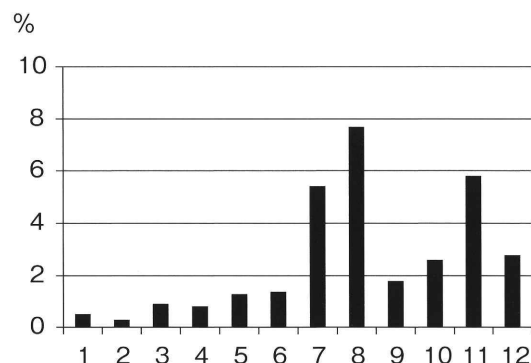
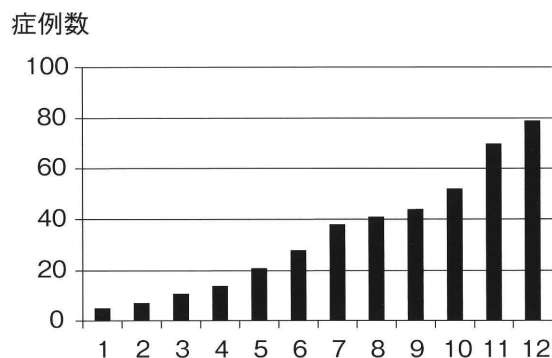


図1 各救命救急センターの年間入院児童数と入院総患者数に占める割合
横軸に回答のあった12施設を入院児童数の少ない施設から順に示した。

表2 施設毎の児童虐待疑いおよび通報件数

虐待疑い	通報	施設数
0	0	9
1	0	1
1	0	1
2	2	1
3	2	1
不明	1	1
7	5	14

表3 虐待を疑わせる所見

・CPAと新旧の皮膚損傷痕 ・繰り返す外傷歴 ・理解しにくい受傷機転 ・広範囲熱傷 ・親の態度 (他の子どもへの態度) ・傷病の重症機転と重症度の乖離

表4 児童虐待に対応する組織の構成委員と指定している施設の数

構成委員	施設数
小児科医師	8
看護師	7
MSW*	7
事務官	7
精神科医師	5
臨床心理士	2

*医療ソーシャルワーカー

2. 児童虐待が疑われたときの院内対応手順の有無と対応組織

院内に共通の対応手順があるのは11施設（79%）、対応組織があるのは8施設（57%）という回答結果であった。対応組織としては、児童虐待防止委員会、児童虐待対策委員会、児童虐待対応委員会、虐待対策委員会、虐待防止委員会、医療安全委員会などの名称が用いられていた。組織の構成委員としては、担当診療科医師とともに小児科医師、看護師、医療ソーシャルワーカーおよび事務官、さらに精神科医師、臨床心理士が挙げられた（表4）。

その他に担当診療科として、整形外科、脳神経外科、皮膚科、救急科が、管理職としては院長、副院長、診療部長、救命救急センター長が挙げられた。

院内共通のアセスメントシートについては、あると回答したのは4施設（29%）で、児童相談所への連絡担当者の取り決めもあると回答したのは6施設（43%）にとどまった。児童相談所への連絡を親に説明する役割は担当医師とした施設が12施設（86%）で、委員会担当者あるいは話し合いで症例毎に決めるとした施設が各々1施設（7%）であった。

の児童虐待またはネグレクトが疑われた症例数および児童相談所への通報例はそれぞれ合計7例および5例（14施設中3施設のみ）であった（表2）。児童虐待症例が増加しているかどうかの質問に対しては、どちらともいえない、いいえと回答があったのがそれぞれ10施設と2施設で増加しているとの回答は1施設のみ（未記入1施設）であった。

通報例の主要傷病名は、窒息にともなう院外心停止（Cardiopulmonary arrest：CPA）、熱傷、脳挫傷で、虐待を疑わせる所見として挙げられたものは表3に示す。

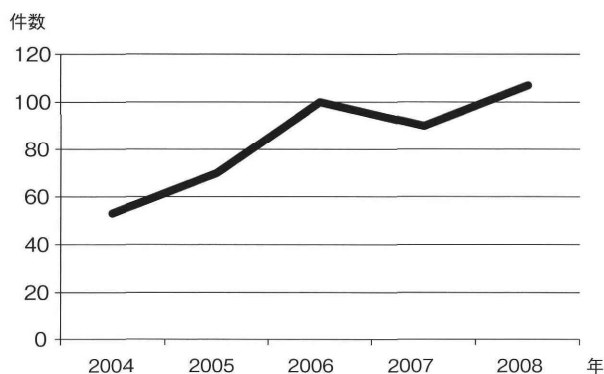


図2 児童虐待死亡件数の推移

2008のみ年度、その他は1月～12月(年)の件数
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課資料より

3. 児童虐待関連研修会の実施状況と臓器提供に関連する児童虐待対応マニュアル

定期的研修会が行われているのは3施設(21%)で、法的脳死判定に関連した18歳未満の症例を経験したのは1施設(途中で中止に至った)であった。経験のない施設も含めて虐待を除外するマニュアルがあると回答したのは6施設(43%)であり、シミュレーション訓練を実施した施設はなかった。

考 察

児童虐待防止法における児童虐待とは、保護者が監護する18歳未満の児童に対して行う次の4つの行為をいう。

- ①児童の身体に外傷を生じる、またはそのおそれのある暴行を加える(身体的虐待)
- ②児童にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- ③児童の心身の正常を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること(ネグレクト)
- ④児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命や身体に危害を及ぼすもの、およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動(心理的虐待)

児童虐待の防止に関する法律は2006年6月7日に改正され、医師や看護師等、職務の上で児童の福祉

に関係する者については、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされ、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを福祉事務所や児童相談所に通告しなければならないと規定された(「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」,平成16年法律第30号,厚生労働省ホームページより)。通告義務が法的に規定されるに至る過程で、虐待に関する報道等の影響もあるのか、児童相談所への通報あるいは相談件数が激増しているのが現状である。しかし、相談件数の増加が児童虐待そのものの増加を反映しているのか確証はない。虐待による死亡件数のデータで心中とそれ以外の合計数の推移をみても、2006年まで増加傾向があったが、それ以後の大きな増減はない(図2)。ただし、警察白書によると児童虐待による検挙件数は平成22年で354件と増加傾向にある³⁾。

1. 救命救急センターでの被虐待児童の受け入れ実態

そこで、今回の児童虐待に関する調査では国立病院機構の救命救急センター18施設に対して受け入れ実態の調査を行った。受け入れ総数は回答を得た14施設で疑い症例も含めて年間7例であった。そのうえで虐待の症例が増えていると回答した施設は13施設中1施設(8%)にすぎない点をあわせて考えると虐待により救命救急センターまで搬送される例が激増しているとは言い難いように思える。個々の施設での通報例もまだ年間1-3例と非常に少ないことが今回の調査結果で判明した。小児救急患者の受け入れ体制が救命救急センターによって異なる点もデータの背景にあるかもしれない。一方で虐待が疑われた例をみると、CPAや窒息、外傷、熱傷など救命救急センター搬送の適応となる外因性の重篤な病態を有している。かかる小児の傷病者に対して受傷機転や身体所見等から疑いをもたなければ虐待を見落とす可能性がある。救命救急センターに救急搬送された18歳未満のすべての傷病者に対して虐待の有無を検討しなければ本当の実態はつかめないことが示唆された。

2. 児童虐待が疑われたときの院内対応

児童虐待には全病院的な対応も求められる。そこで、虐待が疑われたときの院内対応手順の有無と対応組織について調査したが、病院共通の対応手順が

ある施設は77%、院内対応組織がある施設は54%と、手順はあるものの組織的対応に至っていない施設も多い。院内共通のアセスメントシートがあるのは4施設(31%)で、児童相談所への連絡担当者の取り決めをしているのも6施設(46%)であった。体制の整備は必要に応じて行われるもので、児童虐待に対応する機会が少ない実態を反映していると思われる。

その一方で、虐待が疑われる児童には慎重な対応が求められ、担当医には多大のエネルギーを要するのも事実である。搬送されてきた児童への救命処置を優先しながら、病状

とが予想されるが、児童虐待や臓器提供等の対応に混乱を生じないためにも事前に必要な対応策を講じておくことが必要と思われた。

本原稿を執筆するにあたって、ご多忙にもかかわらず短期間でアンケート調査にお答えいただいた全国国立病院機構救命救急センター長の先生方に心より御礼申し上げます。

[文献]

- 1) 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例の推移。平成23年度版厚生労働白書資料編。雇用均等・児童福祉資料。東京：厚生労働省；2011.
- 2) 平成22年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「臓器提供施設における院内体制整備に関する研究」臓器提供施設のマニュアル化に関する研究班。臓器提供施設マニュアル。東京：へるす出版；2011.
- 3) 児童虐待対策。平成23年版警察白書。東京：警察庁；2011.
- 4) Toon MH, Maybauer DM, Arceneaux LL et al. Children with burn injuries—assessment of trauma, neglect, violence and abuse. J Inj Violence Res 2011；10：98–110.